

その他の商業－その他におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	13～ 14	当社の備品引取作業時にトラックの荷台のパワーゲート（電動）にて、荷物を上げようと操作をしたところ、ゲートの上に乗っていた派遣社員の足を挟んでしまった。	27	1～ 9
1	9～ 10	ゴミ置場の整理をしていたところ、積まれていた可燃ゴミが上から落ちてきた為、右手でそのゴミを掴み、元の場所に戻そうとした。その際にバランスを崩し、左手で開いていたドアの枠（鉄製の蝶番側）を掴んだところ、ドアが風の力で閉まり、左手の中指と薬指を挟んでしまった。	68	—
2	17～18	客先で試験機メンテナンス（ねじリアクチュエーター）の角度検出器の交換作業中、制御装置PC画面に表示される角度の値を確認しながら油圧ON状態で右手人差し指で角度検出器の軸を回転させた。その時機械のピストンが急に左のストロークエンドから右のストロークエンド方向へ回転し、人差し指を挟まれ引き抜くが、第二関節より先が離断寸前となった。	37	30 ～ 49
2	14～15	事務所の入口付近で機械の運搬の為、プラッターを操作していたところ、操作を誤り、パレットに接触した。その際、バランスを崩し右足がプラッターから外に出て、パレットとプラッターに足先が挟まれて負傷（骨折）した。	29	—
2	15～16	故障した船を当社の沖まで曳航し、着岸前に船同士を固定する作業の際、高波に乗ってバランスを崩し、船体と船体の間に右足くるぶしを挟まれ負傷した。	27	10 ～ 29
		糲摺り作業をしている時、糲殻が上部輸送管より漏れていたため、穴の場所を本人が確認するため、昇降機より原因箇所を見つけている際、昇降機の上部回転軸に衣		10

2	14~15	服が巻き込まれ、胸が圧迫された状態で機械が緊急停止になった。その日に本人に病院へ行くよう勧めたが、あまり痛くないとの自己判断により病院へ行かなかった。	33	～ 29
3	11~12	倉庫内にてオリコンを整理しようとしたとき、昼休憩に入ろうとした際にオリコンがドーリー内に収まってない事に気付き、収めようとした際に右手がドーリーとオリコンの間に挟まれ、右手中指第1関節と第2関節の間を骨折した。また、切り傷はあるが縫う事はなく、全治6週間と診断される。	35	100 ～ 299
3	13~14	支店ヤード内にて車両の戻り点検中、ジャッキを操作していたところ、急に下りてきて左薬指をはさんで骨折した。	32	10 ～ 29
4	11~ 12	社内で整頓作業中、バケットの上に上がったときにバケットが倒れ、左ひざを負傷した。	28	1～ 9
5	14~ 15	当センター棟2Fにて作業中に、2段にスタッキングされた同一商品の3段目にスタッキングする（重ねる）際、右手人差し指が2段目、3段目、本体隙間に巻き込まれ裂傷した。	55	1～ 9
5	9~ 10	厨房内のエレベーターにて、下膳車をエレベーター内に運び入れる最中に、エレベーターの扉が閉まってきて、左肘に接触した。その際、左手で台車を持っていたままだったため、左手首に強い力が加わり、骨にひびが入った。	57	10 ～ 29
5	10~ 11	機上部車庫内で敷鉄板（6m×1.5m×22mm、重量1.6 t）を16tラクタークレーンで仕分けの為オペレーターと被災者で敷鉄板の揚重作業を行っていた。被災者が玉掛けを行い、クレーンで敷鉄板を起こし、地切りを行った際、敷鉄板の吊りフックが敷鉄板の吊り穴から外れて被災者側に取れ、挟まれた。	70	30 ～ 49
6	11~ 12	倉庫にて、キャラバンから電動カートを下ろし倉庫へしまう作業を行っていた。スロープを敷いて倉庫へカートを入れようとしたが、倉庫入り口の開口部が狭く（約90cm）、左足を倉庫入り口の柱とカートの間に挟んでしまい負傷した。	73	1～ 9
6	12~ 13	自社整備工場内にて、車の部品交換中、油圧ポンプの固定が不十分だった為、ポンプ自体が回転し、右手の親指を巻き込まれた。	42	1～ 9

7	13~14	トラックの荷台に油圧ブレーカーを積み込む際に、吊っていたバックホーがバランスを崩し、前方に転倒、その際にバケットに腕を挟まれ負傷した。同時にコンパネに足も挟まれた状況。	66	10 ～ 29
7	19~20	事業場内で洗車中、車のドアの開閉時に右手指を挟み負傷した。	23	1～ 9
7	10～ 11	敷地内倉庫にて、木製合版をフォークリフトのツメに載せて庫内から引き出す作業の補助を手作業で行った際、少し前進したフォークリフトのバックレストと木製合版の間に左手を挟んでしまった。	55	10 ～ 29
7	18～ 19	終業後、帰宅するため事業所内8階のエレベーターに乗ろうとしたとき、先に乗っていた他の職員が「開」ボタンを押していたにもかかわらず、ドアが急に閉まり、右肩を強打した。	63	100 ～ 299
7	11～ 12	場内にて、道板4mを移動させようとバックしたフォークリフトの左後のタイヤで、右足甲を轢かれて負傷した（安全靴着用）。	46	10 ～ 29
9	14～ 15	重機置場内にて足回り洗車のため、バックホーのキャタピラを回している最中、シュープレート表面にこびり付いた土をバールを使用して落とそうとしたところ、シュープレートに空いている穴にバールがはまり、抜こうとしてすぐに手を離さなかった為、バールとキャタピラの間に指先を挟み負傷する。	63	10 ～ 29
9	7～8	店前でダンボールの回収中、作業装置に左手をはさまれた。	41	10 ～ 29
9	8～9	被災者が始業と共に出荷商品を作る為、手に番線、番線カッター、シノ、札を持ち置場へ向かおうと、工場内通路を歩いている時、3.5tのフォークリフトが左旋回しながら、バックしてきた。リフトマンはミラー越しに見たものの、目視での後方確認を怠った。被災者はリフトに気付かずよけきれず、左右のつま先をタイヤでひかれた。	30	10 ～ 29
		会社敷地内で、回収物の積み下ろし作業のため、トラック荷台上でゲートの操作を		300

9	14～ 15	行っていたところ、めまいがして、ゲートとトラック荷台床との間に右足の親指を挟んでしまった。病院を受診したところ、血管が破れ、骨折していることが判明した。	35	～ 499
9	11～ 12	当社、作業場内に於いて、H鋼（架台）サンドル（15cm×15cm×60cm、重さ30kg）をパレットに並べて収納している時、H鋼同士に隙間があったので、再度並べ直そうとH鋼を底から持ち上げたときに、手（皮手袋）が滑り、H鋼とH鋼の間で挟み左手薬指を負傷したものである。	42	30 ～ 49
11	9～ 10	配送先にて、トラックから荷卸し中、A支柱を2本持った時にコマとコマの間に右手薬指が挟まり負傷したものである。	20	10 ～ 29
12	11～12	路上に3台積み車載車を停車し、車両3台の積み込みを完了させ、車両左側後部に油圧式ボタン操作によりアオリを上げたとき、誤って左側アオリ部分と車両後部ボディ部分に右手を挟み、右手親指の腹の部分に8針縫う怪我を負った。	66	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html